

民法法総合演習実験授業レジュメ

平成15年4月26日

京都産業大学法科大学院シンポジウム「ロースクール教育の理論と実際」

高 嵐 英 弘
四 宮 章 夫

【事例】

株式会社Y食品は、ショッピングセンターの運営を事業目的とする株式会社Mの京都店にテナントとして出店しています。契約態様は、店舗賃貸借契約で、賃料月額250万円、敷金1500万円です。

2003年4月26日、株式会社Mは、破産の申立てをし、即日破産宣告が下された上、破産管財人Xが選任されました。

株式会社Y食品は、株式会社Mの倒産直前に、その運転資金1250万円を、期限の定めなく貸し渡しています。

株式会社Y食品は、破産管財人から賃料の支払い請求を受けておりますが、貸付金1250万円も、敷金1500万円も返還が受けられる目途が立たない限り、請求に応じる意思がありません。

破産管財人Xから未払い賃料支払い請求訴訟を提起されましたので、弁護士に相談しましたところ、貸付金の金額に充つるまで、既経過、未経過の賃料と、対当額に相殺する旨の通知を発信するよう指導されました。

この裁判の帰趨はどのようになるのでしょうか。

1 主張の整理

X：賃料支払請求

賃料支払い請求の要件事実

Y：相殺

相殺の要件事実

2 相殺の意義と機能

相殺の意義

相殺の機能

3 Mの破産宣告前の相殺（破産の場合との対比において）

貸付債権と賃料債権の相殺

敷金返還請求権と賃料債権の相殺？

4 Mの破産宣告後の相殺

破産と相殺権の拡張

賃貸人の破産と賃貸借契約の帰趨（破産法 59 条 1 項の適用の有無）

自働債権（貸金債権、敷金返還請求権？）

受働債権（破産宣告前に発生した賃料債権、破産宣告後に発生する賃料債権）

破産法 103 条 1 項前段の意義

破産法 103 条 1 項後段の意義

破産法 104 条 2 号の意義

5 立法論

相殺の要件

その他

民法関連条文

第三百三十六条 期限ハ債務者ノ利益ノ為メニ定メタルモノト推定ス

期限ノ利益ハ之ヲ抛棄スルコトヲ得但之カ為メニ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第三百三十七条 左ノ場合ニ於テハ債務者ハ期限ノ利益ヲ主張スルコトヲ得ス

一 債務者カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

二 債務者カ担保ヲ毀滅シ又ハ之ヲ減少シタルトキ

三 債務者カ担保ヲ供スル義務ヲ負フ場合ニ於テ之ヲ供セサルトキ

第五百五条 二人互ニ同種ノ目的ヲ有スル債務ヲ負担スル場合ニ於テ双方ノ債務カ弁済期ニ在ルトキハ各債務者ハ其対当額ニ付キ相殺ニ因リテ其債務ヲ免ルルコトヲ得但債務ノ性質カ之ヲ許ササルトキハ此限ニ在ラス

前項ノ規定ハ当事者カ反対ノ意思ヲ表示シタル場合ニハ之ヲ適用セス但其意思表示ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第五百六条 相殺ハ当事者ノ一方ヨリ其相手方ニ対スル意思表示ニ依リテ之ヲ為ス但其意思表示ニハ条件又ハ期限ヲ附スルコトヲ得ス

前項ノ意思表示ハ双方ノ債務カ互ニ相殺ヲ為スニ適シタル始ニ遡リテ其効力ヲ生ス

第五百十一条 支払ノ差止ヲ受ケタル第三債務者ハ其後ニ取得シタル債権ニ依リ相殺ヲ以テ差押債権者ニ対抗スルコトヲ得ス

第五百八十七条 消費貸借ハ当事者ノ一方カ種類、品等及ヒ数量ノ同シキ物ヲ以テ返還ヲ為スコトヲ約シテ相手方ヨリ金銭其他ノ物ヲ受取ルニ因リテ其効力ヲ生ス

第五百九十一条:当事者カ返還ノ時期ヲ定メサリシトキハ貸主ハ相当ノ期間ヲ定メテ返還ノ催告ヲ為スコトヲ得

借主ハ何時ニテモ返還ヲ為スコトヲ得

破産法関連条文

第五十九条 双務契約ニ付破産者及其ノ相手方カ破産宣告ノ当時未タ共ニ其ノ履行ヲ完了セサルトキハ破産管財人ハ其ノ選択ニ従ヒ契約ノ解除ヲ為シ又ハ破産者ノ債務ヲ履行シテ相手方ノ債務ノ履行ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ相手方ハ破産管財人ニ対シ相当ノ期間ヲ定メ其ノ期間内ニ契約ノ解除ヲ為スカ又ハ債務ノ履行ヲ請求スルカヲ確答スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得破産管財人カ其ノ期間内ニ確答ヲ為ササルトキハ契約ノ解除ヲ為シタルモノト看做ス

第六十三条 賃貸人カ破産ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ於テハ借賃ノ前払又ハ借賃ノ債権ノ処分ハ破産宣告ノ時ニ於ケル当期及次期ニ関スルモノヲ除クノ外之ヲ以テ破産債権者ニ對抗スルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ依リ破産債権者ニ對抗スルコトヲ得サルニ因リテ損害ヲ受ケタル者ハ其ノ損害ノ賠償ニ付破産債権者トシテ其ノ権利ヲ行フコトヲ得

前二項ノ規定ハ地上権及永小作権ニ付之ヲ準用ス

第九十八条 破産債権者カ破産宣告ノ当時破産者ニ対シテ債務ヲ負担スルトキハ破産手續ニ依ラスシテ相殺ヲ為スコトヲ得

第九十九条 破産債権者ノ債権カ破産宣告ノ時ニ於テ期限附若ハ解除条件附ナルトキ又ハ第二十二条ニ掲クルモノナルトキト雖相殺ヲ為スコトヲ妨ケス債務カ期限附若ハ条件附ナルトキ又ハ将来ノ請求権ニ関スルモノナルトキ亦同シ

第一百条 停止条件附債権又ハ将来ノ請求権ヲ有スル者カ其ノ債務ヲ弁済スル場合ニ於テハ後日相殺ヲ為ス為其ノ債権額ノ限度ニ於テ弁済額ノ寄託ヲ請求スルコトヲ得

第一百三條 破産債権者カ賃借人ナルトキハ破産宣告ノ時ニ於ケル当期及次期ノ借賃ニ付相殺ヲ為スコトヲ得敷金アルトキハ其ノ後ノ借賃ニ付亦同シ

前項ノ規定ハ地代及小作料ニ付之ヲ準用ス

第一百四條 左ノ場合ニ於テハ相殺ヲ為スコトヲ得ス

一 破産債権者カ破産宣告ノ後破産財団ニ対シテ債務ヲ負担シタルトキ

二 破産債権者ガ支払ノ停止又ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知リテ破産者ニ対シテ債務ヲ負担シタルトキ但シ其ノ負担ガ法定ノ原因ニ基クトキ、破産債権者ガ支払ノ停止若ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知リタル時ヨリ前ニ生ジタル原因ニ基クトキ又ハ破産宣告ノ時ヨリ一年前ニ生ジタル原因ニ基クトキハ此ノ限ニ在ラズ

三 破産者ノ債務者カ破産宣告ノ後他人ノ破産債権ヲ取得シタルトキ

四 破産者ノ債務者カ支払ノ停止又ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知リテ破産債権ヲ取得シタルトキ但シ其ノ取得カ法定ノ原因ニ基クトキ、債務者カ支払ノ停止若ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知リタル時ヨリ前ニ生ジタル原因ニ基クトキ又ハ破産宣告ノ時ヨリ一年前ニ生ジタル原因ニ基クトキハ此ノ限ニ在ラス

第二百六條 債務者カ支払ヲ為スコト能ハサルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ決定ヲ以テ破産ヲ宣告ス

債務者カ支払ヲ停止シタルトキハ支払ヲ為スコト能ハサルモノト推定ス

民法法総合演習実験授業添付資料

平成15年4月26日 京都産業大学法科大学院シンポジウム

高嶋 英弘

四宮 章夫

(1)実験授業の目的

今回の目的は、ロースクールの授業を忠実にシミュレートして、将来起こりうる失敗をあぶり出すことにより、実際のロースクール教育に何が足りないのか、そして、今後どのような準備をするべきかを明らかにする点にある。したがって、今回の実験授業は実際に産大ロースクールで予定されている学生人数（約20名）・教員配置（研究者教員1名、実務家教員1名）で行い、かつ、スムーズな進行を目的とする予行演習は可能な限り排除している。

(2)事前準備の概要

破産法および簡単な事例解説(45分)および相殺の基礎知識の講義(30分)
ロースクールでの基礎講義に該当
関連資料送付（約10日前）
数名の参加予定者と事例についてのディスカッション

(3)学生役参加者

ロースクール志望の法学部3回生、4回生
大学院法学研究課所属の院生
OB（司法書士、企業法務担当者など）

(4)教員側準備

問題作成（四宮担当）
担当者打ち合わせ（1時間程度）

(5)実験授業の限界

本来90分授業のところ45分（生の事実から分析・検討させるには時間が不十分）
参加者の法律学素養（却って問題点が強調されるので目的適合的？）

準備不足（適切な資料作成、関連資料の提示が本来は必要）

(6)検討すべき対象

チームティーチングについて

- ・研究者教員の実務経験不足が実際の授業においてどのような問題を生ぜしめるか、実務家教員がそれをカバーできるか？
- ・チームティーチングはどのようにすればうまく機能するか、教員間での役割分担は？

ロースクールにおける必要かつ十分な要件事実教育について

学生のレベルとそれに合わせた授業の工夫について

- ・授業素材
- ・最新IT機器の有効性と限界

クラス規模について

- ・演習20名定員の妥当性
- ・参加者内での発言の偏り
- ・グループディスカッション、対話型演習のための学生と教員の配置

議論について

- ・議論を理解につなげるには
- ・法的構成の学問的・論理的優劣だけでなく、事案との関係で当事者の立場に立った場合の法的構成の優劣も議論すべき？
- ・取り上げる設例の社会的・経済的背景